

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (30)

小早川義則

Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963)

—— 検察側による被告人に有利な証拠の秘匿は検察側の善意・悪意にかかわらず第14修正のデュー・プロセス条項に違反する。

本判決は、2人組による強盗殺人事件で死刑を宣告された被告人が強盗の共謀を認めつつ被害者を殺害したのは共犯者であると主張し被害者の絞殺を承認したとされるその共犯者の公判外の供述調書の閲覧を求めたにもかかわらず認められなかった事案につき、検察側が当該供述を秘匿したのはその善意・悪意にかかわらず第14修正のデュー・プロセスに反するとしたものである。わが国でも周知の著名な合衆国最高裁判例であるが、その意味内容を正確に把握するには州最高裁判決を含めた詳細な検討が不可欠であるにもかかわらず必ずしも十分な検討がな

されていないと思われるので改めて本研究で取り上げることにした。

【メリーランド州最高裁判決】——Brune首席裁判官執筆

Brady (X) と Boblit (Y) の両名は分離裁判でいずれも第1級謀殺罪で有罪とされた。Xは陪審による裁判を選択して最初に審理され、Yは裁判官による裁判 (a court trial) を選択した。2人はそれぞれの有罪判決に対し上訴し、両事件は当裁判所で併合審議され、有罪判決はいずれも維持された。Boblit v. State, 220 Md. 454, 154 A. 2d 434. Yは被害者Brooks (A) から金品を強奪することをXと共謀したことは認められたが、両者はいずれもAを実際に絞殺したのは他方で、かつAの殺害は強盗とは異なる別個のもの (separate and distinct) であると主張していた。Yは上訴審において被害者を絞殺する際に彼はXを積極的に援助しなかったと主張していたけれども、われわれは、Aが殺害されたとき強盗は未だ完了していなかったと指摘し、その主張とは異なる (otherwise) 判示をした。Xに有利に提出された唯一の主張は、強盗への関与を承認しつつAの殺害を否認していた彼の自白の任意性にかかわりがあった、もっとも、彼は、後に指摘するように、証人台に立って自白の中で説明したすべてのことを事実上認めていた。本上訴においてBrady (X) は“彼の公判で上訴人[Brady]は強盗の過程で殺人が発生したその強盗への関与を承認していた”ことを認めている。XとYの最初の上訴審 (メリーランド最高裁) でわれわれが判示したように、Aの殺害は強盗の遂行中 (perpetration) に行われたのは明らかであり、それ故、そのような殺害を第1級謀殺罪として定義する制定法が適用される。

Xはその後、Yの公判で提出されたにもかかわらず彼 (X) の上訴審で原判決が維持されたその後までそれについて知らなかったとXが主張する、Yによって警察になされた無署名自白はYが実際に (被害者を) 殺害したとする彼の証言を補強していることを理由に、有罪判決お

よび死刑の量刑を破棄する申立てをした。われわれは、Xの唯一の救済方法は有罪確定後の救済法（Post Conviction Act Code）に依るしかないとの理由で、その申立ての却下に対する上訴を棄却した。Brady v. State, 222 Md. 442, 160 A. 2d 912.

なお、上記判決において事実関係につき、次のような記述があるので補足しておく。すなわち、Boblit (Y) のその後の公判で州（検察側）は、Yが1958年7月9日に警察官にしたとされる口頭供述の写し（transcription）を証拠として提出した。この無署名自白は、1958年7月2日に彼（Y）が警察官にXがBrooks (A) を絞殺したと述べた後でYはその供述を変えたいと説明し、とりわけBrady (X) の提案で彼（Y）が“（彼の）シャツの袖を……握りそれを巻き付け（took and twisted）て彼（A）を窒息させた（choked）”と述べていたが、“彼（A）を襲うというのは彼[X]の考えであり私（Y）の考えではなかった、そして“彼（A）を絞殺するというのは彼(X)の考えであった、すなわち私(Y)は彼を射殺したかった”と結論していた。この供述（録取）書は、Yによって署名されていないことを理由とする異議申立てに基づいて、公判裁判官によって排除された。後に公判においてYは——彼の署名のある供述（録取書）で当初に述べていたように——XがAを絞殺したのであり、無署名供述は“真実ではない”と証言した。

この無署名供述はXの公判時に州（検察側）が所有していたが証拠として提出されなかった、そして弁護人も当時その存在を知らされていなかった。Xは、彼の有罪判決が当裁判所によって維持された後もこの供述について何も知らなかったと主張する。Xの弁護人の1人がXのために州知事への減刑の嘆願書（a clemency plea）を作成するためにYの公判準備の写し（transcript）を検討していたときにその注目を引いたというのである。要請に応じて、1959年10月にコピーが州によって提出された。Supra 160 A.2d 912, at 914.

そこでBrady (X) は有罪確定後の救済を申請した、彼の申請は十分な審理後に以前と事実上同一の理由で退けられた。公判裁判所は詳細な意見を述べて、憲法上の権利侵害はないと判示した。われわれは上訴の申立てを許可した。Brady v. State, 174 A. 2d 167, at 169 (1961) .

Boblit (Y) の公判で州（検察側）は、被害者をYが絞殺したことを承認していたYの無署名供述を提出した、裁判所は、それには署名がないことを理由にそれを排除した。従前のいくつかの供述においてYは、Brady (X) が[Aを]殺害したと述べており、かつ証人台でもそのように証言していた。これらの供述は公判前にXの弁護人によって利用可能であった、しかし、Boblit (Y) が実際の殺害をしたとYが述べていた供述はそのように利用可能とはされなかった。Xの公判でYの無署名供述は州によって提出されなかったし証拠としても提出されなかった。本件公判は、すでに指摘したように、Yの公判前に開かれた。州（検察側）はXの公判以前に、Xの主張の主たる根拠（chief reliance）は、もし陪審がYが[Aを]現に殺害したという彼の証言を信用すれば陪審は死刑なしの第1級謀殺罪での有罪を彼に認定したかもしれないという期待（hope）に基づいていることを知っていた。このことを検討する重要性は種々の判例で強調されている。（Id. at 169.）

[1] 「われわれは、Yが[Aを]絞殺したとする当該自白を提供するが少なくともその存在を被告人の弁護人に告知する義務が州にあったと考える。被告人の罪を晴らす重要な証拠（material evidence exculpatory to an accused）の州による隠匿ないし隠蔽（the suppression or withholding）はデュー・プロセスに違反する。」仮に重要証拠の隠蔽が策略によるものではない（without guile）としても、それにもかかわらずデュー・プロセスの否定である、しかし上訴人は本件で争点であるYの供述を提出しなかったのは策略の結果であったと主張していないことを付加するのが公正と思われる。

[2] 自分がAを実際に絞殺したとのYの自白はXの公判では許容されなかったであろう、それ故、それが開示されなかったのはXの有罪立証に不利益 (prejudiced) とはなりえないと州は主張する。被告人が公判に付されている当該犯罪を自分が犯したとする第三者の自白ないし不利益な事実の承認は一般法則として許容されないというのは確かにその通り (true) である。そしてこのことはBrennan v. State, 151 Md. 265, 134 A. 148, およびThomas v. State, 186 Md. 446, 47 A. 2d 433において是認されている。イギリスにおけるルールであると同様にこの国においても多数のルールであるこの一般法則は、ドネリー判決 (Donnelly v. United States, 228 U. S. 243, 277-78) におけるホームズ裁判官の簡にして要を得た有名な反対意見および 5 Wigmore, Evidence (3d ed.) §§1476, 1477とMcCormick, Evidence, §255において激しく批判された。The A.L.I. Model Code of Evidence §509はそれを退けている。

Brennan、Thomas両判決は、このルールには例外がないわけではないことを認めて、その適用を限定してきた。それは少なくとも限定的であり、絶対的なルールでないことはいくつかの他の法域においても認められている。

このような一般法則の採用およびその例外ないし限定が認められてきた理由は、証拠として提出された「利益に反する供述 (declaration against interest) の信用性に対する懸念に専ら基づいている」、そしてこのことが一般法則の批判の際に大いに重視 (weighs heavily) されたのは確かである。前記引用のウィグモアやマコーミックの指摘、ドネリー判決でのホームズ裁判官の反対意見、および当裁判所の前記引用のBrennan、Thomas両判決を見よ。Yの開示されなかった自白はThomas判決で指摘された3つのルールのうちのどれかのルールの下で利用可能とされうる、それ故、Xの防禦においてそれはおよそ許容できず利用不能であるとわれわれは考えない。

Brady (X) はBoblit (Y) を証人として喚問できたかもしれない。仮に彼が証言したとすれ

ば、Thomas判決の第1の判示によって当該自白に関する彼の反対尋問は認められていたであろう。とするとThomas判決との唯一の相違は、Yの当該自白は無署名であり、それ故、厳格には録取された自白 (a written confession) ではないということだけである。しかし、先例によれば、この相違は決定的とは思われない。本件で予想されうることであるが、仮にYが証言台で特権を行使して証言を拒否したとしても、XはYの供述を採取した警察官を尋問することができたであろう、そしてこの自白に関してXとYとの間に利益の衝突 (collision) がなかったのは明らかである。そのどちらが実際にAを殺害したかに関する範囲で彼らの利害は正反対であるが、彼らの取調べは各別に行われ、彼らは分離されていた。YがこのようにXを非難する理由ないし誘因 (inducement) がないのは明らかである。第三者の自白ないし不利益な事実の承認がどの範囲で衝突がなく、それ故、信用性の徴憑があるかは、まず公判裁判官の健全な裁量に委ねられるべき問題である。

[3] 仮にYの不開示自白が陪審に提示されていたとしても、それがどの程度Xに利益となったかに関してはかなりの疑義がある。それは被害者Brooks (A) を絞殺することを望んでいた人物としてBrady (X) を明白に巻き込んでいた。この供述によれば、Yもまた彼を殺害することを望んでいたが、彼は銃で殺害することを望んでいたのである。われわれは、陪審の立場にわれわれの身を置いて、被害者の首にシャツを巻き付けたのがXの手であったのかそれともYの手であったのかを陪審が重視したか否かに関する陪審の考えがどうであったかを推測することはできない。最高裁のグリフィン判決 (Griffin v. United States, 336 U. S. 704, at 708-709) の文言を適用すれば、被告人Brady (X) の処罰を考慮する際に陪審はこの証拠を何ら重視しなかったであろうというのはわれわれにとって“余りにも独断にすぎる (too dogmatic)”ということになろう。

若干の疑義がないわけではないが、われわれ

は、Boblit (Y) のこの特定の自白 (particular confession) の隠蔽は被告人Brady (X) にとって偏頗 (prejudicial) であったと結論する。

[4] 上告人 (X) の唯一の偏頗の主張は、科せられた刑罰についてである。仮に隠蔽されたYの自白が陪審の面前に提示されていたとしても、Xの犯罪を第1級謀殺罪以下に落しうるものはその中に一切ない。それ故、この問題を再審理する理由はないとわれわれは考える。すでに第1級謀殺罪についてなされた認定は“死刑なしに”という文言を付加することによって修正されるべきであるか否かを判断するために陪審の招集を要求する権利はXにある、そしてその目的のために州または被告人が提示するのが相当と考える問題に関して許容できるいかなる証拠も陪審に提示されるべきである。仮に陪審が“死刑なし”の文言を付加することを拒否すれば、再審理時に提出された証拠に基づいて当裁判所が量刑を判断することになる。もし陪審がこれらの文言を付加すべきであるというのであれば、州法の下で終身刑が絶対的 (mandatory) となる。Brady v. State, 174 A. 2d 167, 169-172 (1961)。

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申し立てを容れ、7対2で原判決を維持した。法廷意見はダグラス裁判官が執筆し、ブレンナン裁判官によって言い渡された。

【法廷意見】 原判決維持。

申立人Brady (X) とその仲間Boblit (Y) は第1級謀殺罪で有罪と認定され、死刑を言い渡された、彼らの有罪判決はメリーランド州最高裁 (the Court of Appeals) によって維持された。220 Md. 454, 154 A. 2d 434. 彼らの公判は分離され、Xが先に審理された。彼の公判でXは証人台に立って、当該犯罪への参加を認めたが、Yが実際の殺害をしたと主張した。そして、Xの弁護人は陪審への最終弁論において、Xは第1級謀殺罪で有罪であることを認め“死刑なし”の評決を下すことだけを陪審に求めた。公判前

にXの弁護人は、Yの公判外供述につき彼が検討 (examine) することを認めるよう検察側に要請した。これらの供述 (録取書) のいくつかは彼に示された、しかし、Yが実際の殺害を認めていた1958年7月9日付の供述 (録取書) は検察側によって隠蔽 (withheld) されていたので、彼 (X) が審理され、有罪とされ、判決を宣告され、そして彼の有罪が維持された後に至るまでXの注目を引くことはなかった。

申立人 (X) は、検察側によって隠匿されていて新たに発見された証拠を根拠にした新公判を公判裁判所に要求した。この申立ての却下に対するXの上訴は、メリーランド州の有罪確定後の手続法の下で救済を求める偏頗な不利益はない (without prejudice to relief) として州最高裁によって棄却された。222 Md. 442, 160 A. 2d 912. 有罪確定後の救済に対する不服申立ては公判裁判所によって却下された、そして上訴審として州最高裁は「検察側による当該証拠の隠匿 (suppression) はデュー・プロセスを否定したと判示し、本件を有罪 (罪責) の問題ではなく処罰 (量刑) の問題として再審理するために本件を差し戻した。」上告受理の申立が認められたため本件は当裁判所で審理されることになった。

問題の犯罪は強盗の遂行中に犯された謀殺であった。同判決に対する刑罰 (法定刑) は終身刑または死刑であり、陪審は死刑なし (without capital punishment) という文言を付加することによって刑罰を終身刑に限定する権限を有していた。メリーランド州では州憲法によって、刑事事件での陪審は“事実の判断者であるだけでなく法の判断者”でもある。「本件で提起されている問題は、州最高裁が新公判を刑罰の問題に限定したとき、申立人 (X) は連邦上の権利を否定されたかどうかである。」(at 85.)

「われわれは、この自白の隠蔽は第14修正のデュー・プロセス条項に違反したとの州最高裁に同意する。」州最高裁は主として第3巡回区控訴裁判所の2つの判決——Almeida v. Baldi, 195 F. 2d 815, およびThompson v. Dye, 221 F. 2d 763——に依拠した、われわれはいずれの判決も正確な

憲法上のルールを述べていることに同意する。

この決定 (ruling) は、当裁判所が検察官による証拠の開示 (nondisclosure by a prosecutor) をデュー・プロセスに違反するとした *Mooney v. Holohan*, 294 U.S. 103, 112 の拡大である、すなわち、

“それは、もし州が真実であるが偽証であることを知っていた証言の提示によって裁判所および陪審の計画的欺きを通じて (through a deliberate deception) 被告人から自由を奪う方法として用いられるという見せかけの裁判 (pretense of a trial) を介して有罪を得ることを企図した (contrived) のであれば単なる告知と聴聞によって満たされているとは考えられないという要件である。被告人の有罪と投獄を獲得するための州によるそのような企て (contrivance) は脅迫による類似の結果の獲得と同じく正義の基本的要求 (rudimentary demands) に合致しない。”

われわれは *Pyle v. Kansas*, 317 U.S. 213, 215-216 において、より広い文言でこのルールを述べた、すなわち、

“申立人の申立書の作成は未熟 (inexpertly drawn) であるが、州当局がそのことを知りつつ (knowingly) 彼の投獄は彼の有罪を獲得するために用いられた偽りの証言によって、かつこれら同一の当局による彼に有利な証拠の計画的隠匿 (deliberate suppression) によってもたらされたという主張を十分に説明 (do set forth) している。これらの主張は連邦憲法によって保障されている権利の剥奪を十分に告発しており、そして、もし立証されれば、現在の拘束から解放される権利を申立人に与えることになる。”

Mooney v. Holohan, 294 U. S. 103.”

第3巡回区は *Baldi* 判決において、*Pyle v. Kansas* での文言 (statement) は被告人に“有利な証拠の隠蔽”それ自体が十分デュー・プロセスの否定に相当することを意味していると解した。 *Napue v. Illinois*, 360 U. S. 264, 269 において

“州は虚偽の証拠を強く求めて (soliciting) いないとしても、提出されたとき、それが修正しないままそれを認めていたのであれば、同一の結論がもたらされる”とわれわれが述べたとき *Mooney v. Holohan* において公式化された基準 (test) をわれわれは拡大したのである。

「われわれは今、要求されていた被告人に有利な証拠の検察側による隠蔽は、当該証拠が被告人の罪責または量刑にとって重要である場合には、検察側の善意または悪意にかかわらず、デュー・プロセスに違反する (the suppression by the prosecution of evidence favorable to an accused upon request violates due process where the evidence is material either to guilt or to punishment, irrespective of the good faith or bad faith of the prosecution.) と判示する。」

Mooney v. Holohan 判決の原理は、検察官の不正行為 (misdeed) に対する社会の処罰ではなく被告人への不公正な裁判 (unfair trial) の回避である。「罪を犯した者が有罪とされるときだけでなく刑事裁判が公正に行われるとき社会は勝利を得る、すなわち、われわれの司法の運営制度は被告人が不公正に取り扱われるとき損なわれる。」合衆国司法省の壁の碑文 (inscription) は連邦領域に対してこの命題を率直に述べている、すなわち、“裁判所においてその市民に正義がなされるとき合衆国は常にポイントを獲得する”と述べているのである。もし使用できれば、被告人の罪を晴らしたまたは刑罰を軽減するのに役立つ被告人の要求する証拠を隠蔽する検察官は、被告人に重くのしかかる (bears heavily) 公判作りの手助けをしている。たとえ本件におけるように、州最高裁の文言を用いれば、彼の行動は“策略の結果 (the result of guile)”でないにしても、正義の基準に合致しない手続きの建築家の役割を検察官に演じさせることになる。174 A. 2d, at 169.

州最高裁が新公判を刑罰の問題に限定したとき申立人は憲法上の権利を否定されたかの問題が残っている、この決定を正当とした際に州最高裁は次のように述べた。すなわち、

“仮にYの不開示自白が陪審に提示されたと

しても、それがどれ程Xの利益となっていたかに関してはかなりの疑問がある。それは被害者Brooks (A) を絞殺することを望んでいた人物としてBrady (X) を明白に巻き込んでいた。この供述によれば、Yもまた被害者を殺害することを望んでいたが、彼は銃で殺害することを望んでいたのである。われわれは、陪審の立場にわれわれの身を置いて、被害者の首にシャツを巻き付けたのがXの手であったのかそれともYの手であったのかを陪審が重視したか否かに関する陪審の考えがどうであったかを推測することはできない。被告人Bradyの刑罰を考慮する際に陪審は、この証拠を重視しなかったであろうというのは、われわれにとって“余りにも独断”にすぎることになる。

“若干の疑問がないわけではないが、このようなBoblit (Y) の特定の自白の隠蔽は、被告人Brady (X) に偏頗であったとわれわれは結論する。……申立人 (X) の唯一の偏頗の主張は、科せられた刑罰についてである。仮に隠蔽されたYの自白が陪審の面前に提示されていたとしても、Xの犯罪を第1級謀殺罪以下に落しうるのはその中には一切ない。それ故、この問題を再審理する理由はない”と述べているのである。(at 87-88.)

仮に陪審が法の判断者でない法域においてこのことが行われていたのであれば違った問題が提示されていたであろう。しかし、そうではない(陪審が法の判断者である)ので、隠蔽された証拠の中には申立人の犯罪を第1級謀殺罪以下に落しうるのは一切ないとメリーランド州最高裁はどうして述べることができるのか? 仮にメリーランド州法の事柄として、刑事事件での陪審はそのような有罪または無罪の争点に関するそのような証拠の許容性を判断できるのであれば、この問題は排除されていた(for closed)ことは明白と思われる。

しかし、刑事事件での陪審を“法の判断者”とするメリーランド州憲法の規定は正確に額面通り(what it seems to say)のことを意味しない。現在の同規定の地位はGiles v. State, 229 Md. 370, 183 A. 2d 359において最近再び吟味され

た。本件で重要であるこれらの例外の1つが、“陪審が被告人の有罪・無罪に関して陪審が考慮できる証拠の許容性について公判裁判所は常に判断してきたしなお判断できるということ”である。引用されている判例はほぼ1世紀前に遡る。Wheeler v. State, 42 Md. 563, 570は陪審への説示は“証拠として検討することに関する問題を除き”助言にすぎなかったと述べている。そして裁判所は“このような権利を有するのであるからこのような説示に反対する主張をする弁護士(counsel)を阻止する権利をも有することになる。”

われわれは州法を探索(explore)するとき、通常、危ない地面(treacherous ground)の上を歩いている。われわれの連邦制度の下では州の裁判所、州の機関(agency)および州の議会が最終的な解説者(expositors)であるからである。しかし、われわれがメリーランド州判例を読むと、“被告人(the accused)の無罪または有罪の争点”にかかわる“証拠の許容性”を判断するのは裁判所であって陪審ではない。Giles v. State, *supra*. 本件において州最高裁は全員一致で、排除された自白の中にはBrady (X) の犯罪を第1級謀殺罪以下に落しうるのは一切ないと述べた。われわれは、この指摘を無罪または有罪の争点にかかわる自白の許容性について決定したもの(ruling)と解する。裁判のスポーツ理論(sporting theory of justice)は、仮に隠蔽された自白が最初の裁判で用いられていたのであれば、無罪・有罪の争点に関してそれは許容できないという裁判官の決定は、裁判所が最初に自白を許容して次にそれを記録から排除(stricken)することになるので、陪審によって軽蔑される(flouted)であろうことを前提とする。しかし、われわれは、憲法上の権利の尊厳(dignity)にこのような公判戦術(trial strategy)を持ち出し、二分岐(罪責と量刑)の裁判(bifurcated trial)の使用を介してスポーツ理論的な機会を被告人から奪うのは、彼に第14修正のデュー・プロセスを否定しあるいは平等保護条項に違反することになるということではできない。(at 90-91.)

〈ホワイト裁判官の個別意見〉

1 メリーランド州最高裁は、合衆国憲法またはそれと同様にデュー・プロセス条項を有するメアリーランド州憲法を引用することなしに、“被告人の無実を晴らす重要証拠の州による隠蔽ないし隠匿はデュー・プロセスに違反する”と宣言した。われわれは、それ故、どちらの憲法が下級審 (court of below) によって採用されたのか、したがって、判決のこの部分に不服を申し立てうる唯一の当事者 (the only party aggrieved) である州はそうすることを希望したとしても、この争点を本件で提示できるのかを確信できない。しかし、いずれにせよ、州による対抗申立て (cross-section) はないし、刑罰に関する新公判はデュー・プロセスの要求であるとの下級審の決定の正確性を州は争わなかった。「私見によれば、それ故、当裁判所はそれが判断しているデュー・プロセスの問題に言及すべきではない。それ (デュー・プロセスの問題) がなければ州法の問題にすぎないと示唆されているように、本件はそのような事案ではない、たとえ証拠の隠匿での申立人の権利侵害を下級審が認定したのは正しいと仮定したとしても、本件で彼がなお判断されることを希望している連邦問題、すなわち、刑罰と同様に有罪 (罪責) に関する新公判を彼に否定するのは彼から平等保護を奪うことになるかの問題がなお残されているからである。それ故、隠蔽にかかわるデュー・プロセスの問題とは全く別個に、当裁判所において対処すべき連邦問題がある。多数意見はこのことを疑問の余地なく明確にしている。デュー・プロセスの争点に言及する前に“本件で提示されている問題は州最高裁が新公判を刑罰の問題に限定したとき申立人は連邦上の権利を否定されたかどうかである”と述べている。連邦憲法の文言でやや詳しく論じて隠匿問題を解決した後でそれは、なお検討すべき問題は以前に決定されたのと同じであると述べている、すなわち、“州最高裁が彼の新公判を処罰の問題に限定したとき申立人は憲法上の権利を否定されたかの問題はなお残っている”と述べているのである。」

この結果は、もちろん、当裁判所によるデュー・プロセスの議論は全く助言的 (advisory) なものにすぎないということである。

2 いずれにせよ、当裁判所のデュー・プロセスの助言 (advice) は下級審の判断を大きく越えている (goes substantially)。私は、より限定的な文言 (more confining language) を採用したい。そして刑事上の証拠開示に関する広汎なルール (a broad rule of criminal discovery) を憲法上の形式に投げ入れ (cast) たくない。それに代えて、私はこの仕事を少なくとも当分は、立法者、裁判官および法曹 (bar) による十分な検討後に立法ないし立法過程 (the rulemaking or legislative process) に委ねたい。

3 私は申立人の平等保護の主張に関する当裁判所の措置については同意する。(at 91-92.)

〈ハーラン裁判官の反対意見〉(ブラック裁判官同調)

私は、本件は1つの連邦問題だけを提示していると考ええる。すなわち、処罰問題に限定して新公判を認めたメリーランド州最高裁は申立人の第14修正の平等保護の権利を侵害したかどうかである。(なお、私は、当裁判所がその意見の中で対処している広汎なデュー・プロセスの問題を本件において判断する必要はないとのホワイト裁判官の見解に同意する。) 私見によれば、もしBoblit (Y) の供述が申立人の最初の公判で有罪 (罪責) の問題に関して許容されていたのであれば、肯定的な答えが必要とされることになろう。このことは当裁判所の法廷意見の明確な示唆であると思われる。

当裁判所は、しかしながら、第14修正は侵害されなかったと判示する、当裁判所は、州最高裁の意見およびその他の刑事事件での陪審を“事実の判断者と同様に法の判断者”でもあるとするメリーランド州憲法に言及するメリーランド州判例をBoblit (Y) の供述は申立人の有罪の争点に関する最初の公判で許容されないであろうことを確立していると考えからである。

しかし、私は、そのように確信して州最高裁

の意見を解釈することはできない。州最高裁の意見は、Yの供述は処罰の問題に関してのみ最初の公判に関連性を有していたであろうという見解に従ったというよりも本件事案の特異な情況（peculiar circumstances）に合致する相当な救済のために、メリーランド州法の有罪判決後の手続き等の下での州最高裁の権限の概念に従って新公判の制限を示したものと解釈する方が容易に、そしておそらくより容易に解釈しうる。このような解釈は現に、本件での決定的問題の解決に何ら触れていない（falls short of saying anything）州最高裁の従前の第三者の自白の許容性に関する一般的な理由によって裏付けられている。

このような州法の根底にある決定的問題に対する適切な回答に関する不安定な状況、および州最高裁は平等保護の問題に自ら言及しなかったという事実にも照らし、この時点において本件をどのようにすれば正しく解釈できることになるのかが私には分からない。相当な方法は、州最高裁判決を無効とし、この意見の最初に述べられた支配的な憲法原理に照らしてさらに検討させるために本判決を差し戻すことであると私は考える。

【研究】 1 本判決は、被害者（A）に対する強盗事件への関与を認めていたX、Y両名がいずれも強盗時に被害者を殺害したのは他方であると主張していたにもかかわらずA殺害を認めていたYの警察官への供述調書が本人の署名がないことを理由に証拠排除されて（Xの）死刑が確定した事案につき、検察官の善意・悪意にかかわらず当該供述（録取書）の隠匿はデュー・プロセスに違反するとした州最高裁判決を維持したうえで、州最高裁が新公判を刑罰（量刑）の問題に限定したことについてはデュー・プロセスにも法の平等保護にも違反しないとしたものである。州法との関係で複雑な問題があるので簡単に分説しておく。

2 本判決が複雑であるのは、強盗事件への参加を認めつつA殺害を否認しているXに有利

な唯一の証拠は被害者を絞殺した旨のYの警察官への無署名の自白であるにもかかわらず、肝心のY供述が必ずしも鮮明でないことにある。Yは警察官に対しXがAを絞殺したと述べた直後にその供述を翻し、YがAの首にシャツの袖を巻き付けてAを絞殺したことを認めたが、それはXの提案に従ったもので自分（Y）はAを射殺したかったと述べるなどしたため事実関係が必ずしも明らかでない。

同じことはデュー・プロセス違反を肯定した1971年のチェインバーズ判決¹⁾についても当てはまる。もっとも、同判決は犯人である旨知人に自白したとされる第三者の証人喚問を求めたところ、同人が以前の自白の真実性を否定したにもかかわらず敵対的証人であるとして尋問することが認められなかったばかりか、真犯人である旨の自白を聞知したとされる複数の知人についても州法上の利益に反する供述の伝聞例外に該当しないとして認められなかった事案につき、第14修正のデュー・プロセス違反を肯定したものでやや異なるが、コモン・ロー上の「利益に反する供述」の伝聞例外の適用が問題とされた点においては同一である。

3 ところで、合衆国最高裁は1917年のドネリー判決²⁾において殺人の真犯人である旨告白して間もなく死亡した第三者の「利益に反する供述」の許容性が争われた事案につき、1844年のサセックス公爵位継承事件判決³⁾に従ってこれを排除した。ただ、ハウムズ裁判官はドネリー判決の反対意見⁴⁾において「ドネリーがその廉で公判に付されているところの殺人を犯したのは自分である旨のディック（その後死亡）の自白は、その真実性を指し示す諸状況と相まって、裁判所以外の何人であっても、ドネリーが本件犯罪を犯していないことを確信するのに役立つものである。むろん、わたくしは、この自白が実際になされてこと、そしてドネリーとディックとを結びつける理由がないことを前提にして、このことを述べている」と指摘した上で「殺人の自白ほど利益に反する供述はな

い」と喝破したのである。

そしてウィグモアは早くからドネリー判決を批判したが⁵⁾、マコーミックは次のように指摘してこれに同調した。すなわち、「このような自白を排除する慣行は正当化しうるか。人が刑事上の処罰を受けるおそれのある事実を認めることは借金を認めることよりも信用できないという理由でこれを正当化しえないことは明らかである。排除の動機は、おそらくこれとは異なること、すなわち、決してなされなかった自白について偽って証言する偽証人の洪水に門戸を開くことになるという懸念であったろう。…しかしながら、偽証の危険はすべての人間の証言に伴うものであるから偽証の危険という論拠は疑わしいと考えて“無辜の人に身の潔白を証明することを認めないような法則は、他方それが犯人を誤って無実とすることを防止しているとしても、やはり不当な法則である”と結論したウィグモアはおそらく道理に適っているといえよう。」⁶⁾

4 このようにみえてくると本判決の意義と問題点は明らかである。アメリカ法の動向については関連判例を含めて改めて別途検討することとし、さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義はもちろん、検察側の善意・悪意にかかわらず被告人に有利な証拠の秘匿は第14修正のデュー・プロセス条項に違反すると判示したことにある。ただ、ホワイต์裁判官が指摘する州法上のデュー・プロセス条項とのかかわりを検討することもさることながら、被告人に主たる責任——本件では被害者の殺害——を押しつける典型的ないわゆる共犯者供述の問題点が如実に示されているだけに、原判決が指摘するように「利益に反する供述」に関する従前の判例とのかかわりを把握しておく必要がある⁷⁾。コモン・ローにまで遡って検討することなしに本判決を本当に理解したことにはならないのである。

第2、周知のようにわが国で共犯者供述の危険性については同じことが指摘されている、そ

こで本判決をも踏まえて別途検討するつもりで準備を進めていたところ⁸⁾、興味深い事例に接した。要は、カナダ国籍の被告人両名(X、Y)が平成23年10月6日、関西国際空港において覚せい剤約151グラムを被告人Yの体内に隠匿したままキャセイ・パシフィック空港から降り、関西空港大阪税関支署検査場において税関職員の検査を受けた際に職員に発見されたため覚せい剤取締法違反および関税法違反で起訴された事案(求刑懲役8年および罰金300万円)につき、「被告人の弁解は、全体として素直に納得できないところがある一方で、決定的な破たんは見当たらない。結局のところ、被告人が共犯者でなければ合理的に説明することのできない事実は存在せず、また、被告人の弁解を全くあり得ないものであるとして排斥することもできない」「被告人が本件覚せい剤の密輸につきBと共謀していたことについては、検察官の立証では、合理的な疑いが残るといわざるを得ない」として無罪を言い渡したのである⁹⁾。

興味深く思われたのは、職業裁判官であればともかくとして本件のような裁判員裁判では共犯者供述の信用性に関してどのように判断されるかの質問が当日フロアからあったことである。実はこの点につき、ホワイต์裁判官は著名な1968年のブルートン判決において、次のように指摘している。すなわち、共犯者の供述は伝統的にとくに疑わしいと見られてきた。……被告人を巻き込み自己自身の罪を免れようとする強い動機があるために、被告人の言動についての共犯者の供述は、通常の伝聞証拠よりもより信用のできないものである。被告人を巻き込む共犯者の自白は内在的にはるかに信用できない。共犯者の証人が被告人の有罪を決定する際の1要素たり得ないのは、それが信用できないからである。このことを陪審に告げることではできるし、そして陪審はこのことを理解できると指摘しているのである。

第3、いずれにせよ重要なのはデュー・プロセス条項を積極的に活用したウォーレン・コート(1953—1969年)において合衆国憲法が規定する権利の章典に関しては統一的なアメリカ法

が成立するに至ったが、本判決でも示されているようにコモン・ローに依拠した州法と複雑に絡み合っている事案が少なくないためそれらを踏まえたとうえでの判例の分析の必要性であり、合衆国最高裁判例の結論を紹介するだけでは必ずしも十分に理解したことにはならないのである。

そして最後に、アメリカの証拠開示をめぐる

合衆国最高裁については早くからその概要は正確に紹介されているが、さらに先例をも踏まえたうえで綿密に検討する必要があるように思われる。さしあたりは稿を改めて本判決以降の主要判例¹¹⁾を紹介することとし、その後に証拠開示をめぐるアメリカ判例法の全体像を明らかにしたいと考えている¹²⁾。本研究はその一端にすぎない。

注)

- 1) *Chambers v. Mississippi*, 410 U. S. 284 (1971). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (19)」名城ロースクール・レビュー第24号 (2012)、同『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ——証人対面権、強制的証人喚問権』(成文堂、2012年)。
- 2) *Donnelly v. United States*, 228 U. S. 243 (1913).
- 3) *Sussex Peerage Case*, 8 Eng. Rep. 1034 (H. L. 1844).
- 4) *Supra* note 2, at 277-278.
- 5) *Wigmore*, §1477, at 358-360 (1940).
- 6) *McCormick, Evidence*, §250, at 549 (1954).
- 7) 小早川義則『共犯者の自白』(成文堂、1990) 107頁以下。
- 8) 小早川義則『共犯者の自白〔第2版〕』(近刊予定)。
- 9) 大阪地裁平成24年12月21日判決。原資料は平成25年3月14日に開催された大阪弁護士会「裁判員裁判体験交流会 (第20回)」での金村修弁護士 (主任) 提供による。
- 10) *Bruton v. United States*, 391 U. S. 123, at 141-142 (White J., dissenting).
- 11) *Cf. United States v. Agurs*, 427 U. S. 97 (1976); *United States v. Bagley*, 473 U. S. 667 (1985); *Kyles v. Whitley*, 514 U. S. 419 (1995); *Strickler v. Greene*, 119 S. Ct. 1936 (1999).
- 12) わが国の「証拠開示」の問題点について簡潔に指摘した近時のものとして、指宿信『証拠開示と公正な裁判』(現代人文社、2012年) 13-16頁がある。

(2013年3月30日稿)